

プラスチック資源循環促進法（32条）による再商品化委託で市町村等が負担するコストについて

（1）市町村等が負担する製品プラ等の再商品化費用は、協会が定める市町村委託単価に製品プラ等の引取実績量に乗じて計算します。以下の1）、2）を合計したものが市町村委託単価となります。

1）入札によって決定する再生処理費用（落札単価）

市町村等、保管施設ごとで単価が異なります。2月下旬に落札単価を通知いたします。

2）プラスチック資源循環促進法（32条）により発生する協会経費単価

協会が発生する費用の中から、プラスチック資源循環促進法（32条）に関わる経費を抜き出し、製品プラ等の申込見込量で除したものが単価となります。

※ プラスチック資源循環促進法（32条）における容リプラのうち、小規模事業者分（市町村負担分）の再商品化に係る費用については、市町村負担となります（市町村負担分を申込まない場合は発生しません）。

（2）市町村等が負担する委託単価の計算式は以下のとおりです。

●令和5年度の委託単価の計算方法

$$\begin{array}{l}
 \text{市町村委託単価} = \frac{\text{再商品化事業者落札単価（製品プラ等）（令和5年2月下旬に決定）} + \frac{\text{協会経費見込（製品プラ等分）}}{\text{市町村からの製品プラ等の申込見込量（6月調査）}} \\
 \\
 \text{特定事業者再商品化実施委託単価} = \frac{\begin{array}{l} \downarrow \text{容リプラのみ} \\ \text{市町村からの申込見込量（6月調査）} \end{array} \times \begin{array}{l} \downarrow \text{容リプラのみ} \\ \text{再商品化事業者見込委託単価（落札単価予測・過去実績）} \end{array} + \begin{array}{l} \downarrow \text{容リプラ経費単価} \\ \text{協会経費見込（容リプラ分）} \\ \text{協会経費から製品プラ等除く} \end{array}}{\begin{array}{l} \uparrow \text{容リプラのみ} \\ \text{特定事業者と市町村（小規模事業者分）からの再商品化委託申込見込量} \end{array}} \\
 \\
 \begin{array}{l} \uparrow \text{令和4年10月に決定} \\ \text{※市町村（小規模分）も} \\ \text{同じ単価} \end{array}
 \end{array}$$

●従来の再商品化実施委託単価の計算方法（参考）

（前年度の10月に決定／特事と市町村等は同じ単価・容リプラの市町村負担分は1%）

$$\begin{array}{l}
 \text{特定事業者再商品化実施委託単価} = \frac{\begin{array}{l} \text{市町村からの申込見込量（6月調査）} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{再商品化事業者見込委託単価（落札単価予測・過去実績）} \end{array} + \begin{array}{l} \text{協会経費見込} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{特定事業者と市町村（小規模事業者分）からの再商品化委託申込見込量} \end{array}}
 \end{array}$$

(3) プラスチック資源循環促進法（32条）により発生する協会経費単価（令和4年度予算より試算）

令和5年度の特定事業者の再商品化実施委託単価（容リプラ）及び市町村の協会経費単価（製品プラ等）は、令和4年10月21日（金）開催の当協会理事会において機関決定される予定です。そのため本資料作成の時点では令和4年度の経費予算をベースに計算しており、あくまで目安の数字ですのでご注意ください。なお、正式な再商品化実施委託単価及び協会経費単価は理事会終了後、改めてご通知させていただきますのでよろしくお願い致します。

○令和4年度予算における容リプラの再商品化に関する協会経費総額（税抜き）は以下のとおりです。

→ 865,678,000円 (①)

○協会経費総額を製品プラ等の再商品化に直接関係のない経費（特定事業者に関わる経費）と関係のある経費（再商品化事業者、市町村等、協会全般に関わる経費）とに分けます。

→ 製品プラ等の再商品化に直接関係のない経費 131,463,000円 (②)

→ 製品プラ等の再商品化に関係のある経費 734,215,000円 (③)

※協会経費総額から製品プラ等の再商品化に直接関係のない経費を引いた額を市町村等が負担する経費の対象とします (③=①-②)。

○製品プラ等の再商品化に関係のある経費 (③) を6月に実施した協会調査により把握した容リプラと製品プラ等の申込見込量で按分します。

→ 容リプラの申込見込量=691,617トン (④)、製品プラ等の申込見込量=13,712トン (⑤)

合計 (④+⑤) = 705,329トン (⑥)、容リプラと製品プラ等の重量比率=98:2

→ 製品プラ等の経費額=734,215,000円 (③) × 2 / 100 = 14,684,000円 (⑦)

○製品プラ等の経費 (⑦) を製品プラ等の申込見込量 (⑤) で割ったものが協会経費単価となります。

→ 14,684,000円 (⑦) ÷ 13,712トン (⑤) = 1,070円/トン (税抜き)

○上記単価に入札によって決定する再生処理費用（落札単価）を合計したものが市町村委託単価となります。

①協会経費（令和4年度予算ベース） / 865,678,000円		
②対象外経費 （特定事業者に関わる経費） 131,463,000円	③対象経費（再事・市町村・協会全般） / 734,215,000円	
	④容リプラの申込見込量 691,617トン ⑤製品プラ等の申込見込量 13,712トン ⑥容リプラと製品プラ等の申込見込量 705,329トン (④+⑤) 容リプラの申込見込量：製品プラ等の申込見込量=98：2 対象経費 (③) を <u>98：2</u> で按分	
②容リプラ分 131,463,000円 （特事負担）	⑧容リプラ分 719,531,000円 （特事負担）	⑦製品プラ等分 <u>14,684,000円</u> （市町村負担） 協会経費単価 (⑦÷⑤) =1,070円/トン（概算）

以上